

アルバイトについての規程

1 基本方針

高等部のアルバイトに関しては、学業にさしつかえないものであれば、生徒の勤労意欲・勤労態度を身につけることのできる貴重な体験でもある。

ただし、本校では長期休業期間中又は学校が必要と認めた期間に、「進路支援部」が主幹となり保護者の責任のもと希望する生徒に「職場体験」を実施している。

上記の勤労意欲・勤労態度は、この「職場体験」において充分身に付くものとするため、本校ではアルバイトを推奨しない。しかし、諸事情によりアルバイトを希望する生徒に関しては、長期休業期間中に以下の要件を満たした場合に「アルバイト届」を提出し、校長の許可を得るものとする。

2 アルバイトを認める期間・学年

- 1) 期間は、長期休業期間のみとする。(土曜日・日曜日・祝日のアルバイトは、認めていない。)
- 2) 認める学年は、高等部2年・3年とする。

3 アルバイト届を受理するにあたって

本人、保護者、担任が十分話し合いを重ね、アルバイトをすることが、生徒にとって教育的効果があると認めるとき受理する。

1) アルバイトをする生徒に求めること

- ・校則を守り、日常生活や行動に問題がないこと。
- ・アルバイトの目的が明確なこと。
- ・保護者と担任が同意していること。

2) 認めないアルバイトの例

- ・危険を伴うアルバイト
- ・高校生（高等部生徒）が、出入りを禁止されている場所でのアルバイト
- ・午後8時までに帰宅できない夜間または、遠隔地でのアルバイト
- ・宿泊を伴うアルバイト

3) その他

- ・新聞・牛乳配達といった継続的なものを除く。

※なお、無断アルバイトや上記3 1)、2)に違反したときは、直ちにアルバイトを中止する。

※特別な理由があり、校長が認めた場合はこの限りではない。